

第2回 鬼北町農業委員会総会 議事進行原稿

1. 開催日時 令和2年8月19日(水) 午後1時30分～午後3時00分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(11名)

1	善家郁夫	2	山下展輝	3	兵頭知幸	5	渡邊由美
6	高田洋一	8	清家祥一	9	清家茂	10	山本一人
11	水野規雄	12	渡邊康志	14	川平定計		

4. 欠席委員(3名)

4	松岡照明	7	清家壽秋	13	谷口雄記
---	------	---	------	----	------

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第12号 非農地証明願いについて

日程第5 議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について

日程第6 議案第14号 下限面積(別段面積)の設定について

日程第7 議案第15号 新規就農者向け下限面積(別段面積)の設定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	渡辺美枝	主任	岡崎秀太
----	------	----	------	----	------

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第2回の鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>始めに、開会の挨拶を川平会長からいただきたいと思います。</p>
会長	<p>毎日、大変暑い日が続いております。暑い中農業委員、協力委員の皆様には農地パトロールにほぼ全員出席いただき、大変ご足労おかけしました。長い梅雨がありましたが、梅雨のあと一切雨が降りません。農作物、特に稲刈りにとっては、田んぼも乾いて、例年にない台風の被害を受けずに稲刈りができる年になりそうです。稲刈りの時期ですので、農業委員のメンバーも若干欠席者が出ております。では第2回農業委員会総会ということで、事前に資料にお目通しいただいているかと思いますが、資料に従ってご審議いただきまして、開会のあいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、11名であります。</p> <p>松岡照明委員、清家壽秋委員、谷口雄記委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>また、斯波推進委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第2回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に本日の議案書の差し替えがございますので確認をお願いします。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に1番 <u>善家郁夫委員</u>、2番 <u>山下展輝委員</u>、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>それでは順位1番について、渡邊康志委員より説明願います。</p>
渡邊委員	<p>失礼します。</p> <p>議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。</p>

	【議案書に基づき、議案第10号 順位1番 説明】
渡 邊 委 員	8月17日に譲受人、酒井推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第10号 順位1番 説明】
渡 邊 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、渡邊委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて、順位2番について、水野委員より説明願います。
水 野 委 員	失礼します。 議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第10号 順位2番 説明】
水 野 委 員	8月17日に譲受人の代理人、塩崎推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第10号 順位2番 説明】
水 野 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、水野委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第3 議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 順位1番について山本委員より説明願います。
山 本 委 員	失礼します。 議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第11号 順位1番 説明】
山 本 委 員	8月17日に譲受人、藤原推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第11号 順位1番 説明】
山 本 委 員	また申請地は以前より譲渡人承諾の元、譲受人の家族が駐車場として利用しており、当時は農地法の許可が必要なことを認知しておらず、違反転用の状態でありました。このことを是正したいとの事で、申請にあたって始末書を添付いただいております。以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
事 務 局	事務局の岡崎です。 補足資料を添付しておりますので、ご覧ください。第1種農地の転用事項について説明いたします。第1種農地とは、集団的に存在する農地で、良好な営農条件を備えた農地のことです。集団農地とって、周りが田や畑が広がっており、その広さが概ね10ha以上の規模の農地の事。また土地改良事業等で施工区域内にある農地等も該当します。第1種農地は原則不許です。ただし以下のような場合には例外もあります。今回の案件に関しては「集団的に接続して住宅、その他申請にかかる土地の周辺の地域において、居住するものの日常生活上、または業務上必要な施設の設置をする場合」というのが今回の申請には該当します。自宅の横の農地ということで、許可はできると判断できます。
議 長	ただ今、山本委員と事務局から補足説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。

	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当にすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	続いて、順位2番について山本委員より説明願います。
山本委員	失礼します。 議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第11号 順位2番 説明】
山本委員	8月17日に譲渡人・譲受人双方の代理人、藤原推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第11号 順位2番 説明】
山本委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしく願います。
議長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可相当にすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	続いて、順位3番について事務局より説明願います。
谷口委員	失礼します。 議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位3番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第11号 順位3番 説明】

谷口委員	8月17日に譲受人、田邊推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第11号 順位3番 説明】
谷口委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしくお願いします。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可相当にすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	日程第4 議案第12号「非農地証明願について」を議題といたします。
議長	順位1番について、善家委員より説明願います。
善家委員	議席番号1番 善家です。 議案第12号「非農地証明願について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第12号 順位1番 説明】
善家委員	8月17日に申請人、渡邊由美委員、斯波推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第12号 順位1番 説明】
善家委員	以上により、順位1番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ただ今、善家委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第12号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし

議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第12号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて順位2番について、渡邊康志委員より説明願います。
渡 邊 委 員	議席番号12番 渡邊です。 議案第12号「非農地証明願について」、順位2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第12号 順位2番 説明】
渡 邊 委 員	8月17日に申請人の代理人、酒井推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。清家茂委員には別日に確認いただいております。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第12号 順位2番 説明】
渡 邊 委 員	以上により、順位2番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ご審議のほどよろしくお願います。
議 長	ただ今、渡邊委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第12号「非農地証明願について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第12号「非農地証明願について」、順位2番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第5 議案第13号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 順位1番から4番までを一括審議します。事務局より説明願います。
事 務 局	はい、それでは順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第13号 順位1番から4番まで 説明】
事 務 局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いたします。
議 長	ただ今、順位1番から4番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)

議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第13号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位1番から4番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第13号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位1番から4番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議 長	日程第6 議案第14号「下限面積（別段面積）について」を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	失礼します。 議案第14号「下限面積（別段面積）について」を説明します。
	【議案書に基づき、議案第14号 説明】
事 務 局	以上で説明を終わります。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	（質問、意見等なし）
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第14号「下限面積（別段面積）について」、原案のとおり公示することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第14号「下限面積（別段面積）について」、原案のとおり公示いたします。
議 長	日程第7 議案第15号「新規就農者向け下限面積（別段面積）について」を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	失礼します。 議案第15号「新規就農者向け下限面積（別段面積）について」を説明します。
	【議案書に基づき、議案第15号 説明】
事 務 局	以上で説明を終わります。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
各 委 員	（質問、意見等なし）

議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第15号「新規就農者向け下限面積（別段面積）について」、原案のとおり公示することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第15号「新規就農者向け下限面積（別段面積）について」、原案のとおり公示いたします。
議 長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第2回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	1 番
	2 番